

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年6月10日(月) 開会 13時40分
閉会 14時53分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情（令和6年陳情第4号）
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
執行者側 教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務班長、教育指導課長、
指導班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情(令和6年陳情第4号)

委員長

ただいまより、教育福祉常任委員会を開催する。
それでは、初日の本会議で付託された案件について審査する。子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情。令和6年陳情第4号を議題とする。お諮りする。本陳情については、議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うが、ご異議ないか。
〔異議なし〕との声あり

ご異議なしと認める。本陳情については、中地区教職員組合執行委員長大津敦様より提出されており、本日は中地区教職員組合の近藤様にご出席いただいている。それでは近藤様、10分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明>

近藤氏

本日は貴重なお時間を作っていただきありがとうございます。二宮、大磯、平塚、秦野、伊勢原からなる中地区の教職員の代表として、陳情について説明をさせていただきます。まず、申し訳ないが訂正があり、陳情趣旨のところの3段落目2行目の中ほどにある「小学校の学級編成標準」というところがあり「編成」の「成」の字が制度の「制」となるので、一番下のところにある義務教育費国庫負担制度の「制」となるので、訂正し、お詫び申し上げます。それでは、私どもの陳情事項、陳情書に書かせていただいた3点について説明させていただきます。公立小学校においては、段階的に35人以下学級が実現し

ていて、よりきめ細やかな子どもへの関わりができるところに帰するところである。子どもたちの豊かな学びを保障するために、二宮町より国に対して意見書を出していただきたく陳情する。参考資料に沿って説明をさせていただきます。1 ページのところ、こちらは文科省が調査した教員と保護者が望む学級規模についてとなっている。教員、保護者ともに 30 人以下が最も多い希望となっている。保護者の方がより小規模の学級を望む傾向にあるということがわかる資料となっている。小学校の学級編制標準が、段階的に 35 人以下に引き下げられることになったが、少人数学級、今は 5 年生がなっているが、来年 6 年生とそのあとは、中学校においては変わらないという形で今なっているので、必要性については、その資料からわかるように変わりが無いので、そういった形に中学校もお願いしたいと思っている。2 ページに移り、少人数学級の効果についてだが、児童生徒と教員が接する時間を多く確保できることや、学校生活において落ち着いた生活を送れているという形で、少人数学級の効果についてある。必要性については、通常学級に籍を置く、特別な支援を要する子が増加とあるが、特別支援級の生徒の在籍数は学級が 35 人までと言っているが、支援級と交流を合わせると、その上限には数えられていないということも、1 つポイントなのかと思っている。3 ページでは OECD の調査だが、横線が世界の平均という形と考えていただければと思うが、中ほどにある日本が突出して高い状況。これは何かと言うと、1 学級数当たりの児童生徒数が、近隣諸国、関連の他の国際比較をすると高い割合になっているということがある。中学校における少人数学級の必要性については、先月あったが、中央教育審議会、質の高い教師の確保特別部会のまとめにも記載されているので、中学校においても早急に少人数学級を実施することが求められている。4 ページは、ここからは 2 の不登校の方の話になる。現在長期欠席者のうち、不登校児童生徒数が約 30 万人いて、10 年連続で増加している。過去最多である。感染症の影響もあり、急激に増加しているということが見て取れる。5 ページでは、その 30 万人のうち 61.8% が学校内外で相談を受けたと 6 割の人が言っているが、逆を言うと 40% は学校内外で相談を受けていない状況と言われている。どこにも相談を受けないということは、抱え込んでしまうということになるのかと思う。学校の外でも、中でも話ができる場所があればよいということである。黄色と青の表、右側の方の黄色のところは学校内のところで、やはり学校で先生に触れる機会が一番多いので、そこが聞いてもらえるところだと我々は認識している。6 ページの方は、神奈川県における不登校の数を記載した資料となるので、神奈川県も同じだと思っている。7 ページでは、今年のところスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内支援教育センターと、3 つほど書かせていただいたが、特に校内支援センターというものに関しては今年度導入された制度になり、自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる環境を学校内に設置する。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしたりするところである。神奈川県内の市町村立小中学校 498 校に対して、スクールカウンセラーは 264 人、スクールソーシャルワーカーは 50 人、校内支援センター支援員は 174 人の配置となっていて、児童生徒のニーズに応えるには、まだまだ不十分な状態である。この制度が始まった校内教育支援センターの部分は、随時人が見つければ、追加していくとい

うように3市2町から聞いている状況になる。8ページでは、義務教育費国庫負担制度について記載させていただいた。義務教育の根幹である教育の機会均等や水準の確保、無償性を国が責任を持って支えることが必要不可欠だと感じている。以上のように、子どもたちへのきめ細やかな指導と心の安定に資するためにも、計画的な教職員定数改善を図りつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等の配置の拡充が不可欠だと感じている。またその実現にあたって、必要な財源を国が保障することによって子どもたちが全国どこに住んでいても、一定の水準の教育が受けられることが必要だと考えている。二宮町の代表者である皆様においては、学校現場の厳しい状況をご理解いただき、陳情事項の3点が実現されますよう、国の関係機関への意見書の提出をお願いする。以上である。ありがとうございました。

<陳情者に対する質疑>

前田

まず不登校に陥る児童生徒、いじめによる重大事態が増えていますが、教職員定数を増し、カウンセラーも増員し、配置拡充を図っていけば、不登校に陥る児童生徒及びいじめを起こす児童生徒を減らすことは可能か。可能ならば、その理由について聞かせていただきたい。2点目は川崎市など、教員不足により、35人学級を保てずに、36人学級を編制したりして、教員確保に苦慮されている自治体もある。教職員定数を増して、少人数学級を実現したいということだが、教員としての的確な人材の確保、現在の教員不足と言われている状況において、どのように対処されていくのか。

近藤氏

今、小中学校の先生が、在校等時間というもの、超過勤務にわたるところに対しては、様々な問題が多くあって、それに対して対応しなければならない、多様化しているニーズがあるので、その部分で時間が延びているところがある。ここに対する、スタッフであるとか定数が変わることによって、一人ひとりに向き合う時間も増え、そういった課題がなくなってくるのではないかと考えているところである。2つ目、36人で対応せざるをえないと、他市であるということがあったが、我々としては、大変魅力ある仕事だと思っているが、あまりにも過酷すぎる労働環境によって、今後、やりたいとか、なり手の不足に今繋がっていて、臨時的任用職員であるとか、代替の職員もままならず、年度初めに定数の部分の欠員を埋めることで、精一杯という今状況になっている。しかしながら、その部分を子どもたちのために解消するためには、35人以下を望んで我々はいかなければいけないと思っている。これについては、先ほども申し上げたが、中央教育審議会の答申の中にも、35人以下学級を中学校でもやっていくべきだとあるので、文科省の方と合わせながら、財政審で、中であるお金の中でやってくださいというふうになっているが、どこかについているものを付け替えるという形では、根本的な改善には繋がらないというふうに考えているので、今苦しい状況ではあるが、35人以下学級を進めていくべきだと考えている。

前田

それでは、不登校に陥る児童生徒が増えている理由として、社会における学びの場としての学校の相対的な位置付けの低下。学校に対する保護者、児童生徒自身の意識の変化と、社会全体の変化が少なからず影響し

ていることが指摘されている。このことに対して、いかがお考えか。それから2点目、現在、中教職員組合では、教員の資質を高めるための研修会を行っているか。教員の資質を高めるために、私が新採用の頃、50年ほど前になるが、中教職員組合では、児童生徒に対し、適切な指導及び学習を進めていくために、勉強会が行われていた。今でもそのような勉強会を行い、教職員の資質を高めるための方策がとられているか。

近藤氏

先ほどから、多様化しているというところがあって、社会のニーズが増えていく状況で、学校だけでは、学校が必ずしも全部やらなければいけないということではなくて、地域だったり民間のところだったりいろいろなところで話を聞いていって、1人でも多く救えたらいいなと感じている。ただ、先ほど義務教育の根幹と言ったが、学校に行かなくていいってところ、必ずしもいかなきゃいけないってことではないが、ぜひ学校に行き、その均等に、その水準で同じ教育が受けられるというふうにやっている義務教育のところがあるから、ぜひ地域ともこうやりながら、我々が一緒にやっていかなければと思う。一律やっていた過去のもう何十年も前のところで、こういうふうにならなければいけないっていうものがあるって、それをみんながうんと言ったところからすると、かなり変わってきている部分があるので、何かこう先生が絶対だみたいなどころとかは、あったのかもしれないが、今は一緒の目線でこういうふうに対話をしていくところだと思っているので、その部分で、どういうふうな認識になるかわからないが、同じ立場同じ目線でやっていくと思っている。2点目、学習会、教師の質を高めるというところで、学習内容が増えているところもあり、例えば中学校でやっていた、英語が小学校に降りてきている、英語教育の学習会を小学校の先生向けに行ったり、またデジタル教科書が入ってきた。使い方。ICT。保護者との関係づくりとかマナー講座、電話対応とかそういったもの。クラスワイドの世界から個別支援になっていくんだって、特別支援教育なのか、インクルーシブなのかそういう考え方の勉強会だとか、授業のところと言うと、マット、跳び箱、来週でいうと、ベルマーレの選手に来ていただいて地域の方々と、体育の授業作りをやる場面だとか、広島沖縄の戦争についての学習会、また国際教育としてカンボジアの寺院を見学に行ったり、学習支援のところ、鶴巻の学習支援教室に行ったり横内プロジェクトってものに行ったり、様々ある。またPTA保護者、県のPTAの会長をお呼びして、学習とか、そういった連携について話し合う機会を設ける場も設定した。このように多様化している部分に対する学習会を我々としては、行っている。以上である。

岡田

2点ほど教えていただきたい。1点目は資料2ページ目の少人数学級の効果、下段の方で、その中で教育再生実行会議の有識者の方々の意見ということで、3つほど大きく分かれて出ているが、一番最初の少人数学級の効果というところの最初の児童生徒と教員が接する時間を確保できるということであるが、この辺で確かに生徒と教員が接する時間を増やすためには、生徒の数を減らすか、先生の数を増やすかということになると思うが。ここでいうと、生徒の数を35人とか30人に検討していくということが必要だということだが、この辺の生徒数をこれぐらい減らすと、どれぐらい現状に対して、先生と生徒の時間が増えるという検証をした結果、難しく言うとそうなるが、

時間のデータみたいな裏付けがあれば聞かせていただきたい。

近藤氏

先生の数が、学級数に割り当てられていることがあり、在籍する学年の先生によって変わってくるので、例えば、現在人数が 37 人いるところに関しては、確実に 35 人以下に編制され直すが、現在、例えば学校規模によっては 35 以下の学校もあるので、そこについては減らないという形になるので、一概に 35 人以下学級になったからといって全部の学校で一律に減るということではなく、その規模によって配当される人が増えてくるということになるので、その基準のところに関しての時間という形になるので、増えるところと減るところはないが、データとしてはその年の学年の在籍する人数によって違うということで、なかなか時間としては答えづらいかと思っている。

岡田

そうすると、やはり例えば、40 人から 30 人になったから、10 人減らしたから、対話の時間が何分縮まるよ、持てるよということは、場所、場所で全部違う、ケースケースで違うということでしょうか。

近藤氏

はい。中学校だが、何クラスも授業を見ていく中で、片や 40 人のクラス、35 人のクラス、30 人のクラスがあったら、やはり 1 回でこう指導できるとか、見とったりすることとか、話を聞いたりすることは増える部分がある。小学校の場合は、学級担任制になっているので、そのクラスが減るかどうかで、その人は一律になるが、そういったところはあるかと思う。各々で違う。

岡田

同じページで一番下の方で、少人数学級の必要性のところがあるが、この中で一番下の項目で、通常学級に籍を置く特別な支援を要する子どもが増加しているということだが、勉強不足で申し訳ないが、特別支援を要する子というふうに先生が判断するか、よくわからないけど、特別な支援が必要だという基準というか、どういうふうな内容なのか、もしわかったら教えていただきたい。

近藤氏

特別支援級っていうところには、ご家族の希望で、まず入ることができる。ただ、裏付けとして、療育手帳とか、そういったものの有無とか、今までどういところで相談してきたというところがあるので、児相等と連携取りながら、そっちで判断してもらう部分がまず特別支援級にある。もし療育手帳を持っていたとしても、通常級を希望される保護者の方がいたりする。小中学校だと本人の希望、こっちの教室に行きたいとかいうのもあるかもしれないが、あくまで保護者の希望となっている。さらに言うと、通常学級の中で支援をする必要、今はその医療のところではいろんなことがわかってきたので、いろいろ課題を抱えている特性のある児童生徒という部分があり、その子たちがいろいろなパターンがあって、保護者の方も昔より、その状況をよく理学的にも知っている状況で入ってくると。特別支援級にいないけれども、課題を持ったお子さんだったり、自分の特性に合わせてやってもらう子が増えていると言われている。ちなみに特別支援級は、年々増加しているところである。

松崎

教職員定数の改善ということも求められているので、それに絡んでの質問になろうかと思うが、やはり今教職員のなり手不足というのが、新聞でもたく

さん報じられていて、その背景には労働環境が非常に過酷であると。今、陳情者の方からもお話あった通りだと思うが、一般論として一定数の教職員が対応できる子どもの数を考えた時には、小さい学校がいっぱいあるよりも、統合して対応した方が、より少ない教職員の数で、多くの子どもたちの面倒が見れると思うし、そういったことを示す論文もある。そうすると、可能な限り小規模の小さな学校においては、統合を促すようなことも、この陳情の中に入れてもいいのかなと私は思う。ただちょっと誤解のないように申し上げておきたいのは、これ小学校の統廃合をめぐって、私も第一に子どもの立場、要するに、今、二宮でも一色小学校っていうのはもう全学年単級化、私はこれは子どもにとって環境はよくないと思う。子どものためにも統廃合を進めるべきだというのが私の立場で、子どもの立場の次にはやっぱり教職員の立場で。その次に財政の話が出てくると思う。少なくともこの陳情においては教職員の立場、あと子どもの立場も考えて、規模の小さな学校は統合した方がよいのではないかと促すような文言が入ってもいいんじゃないかと思うがいかがか。

近藤氏

今質問にあった 3 つ目のところで、財政面のところを考えていくと、やはり統廃合とかは検討していかなければならないんだと思っている。私が思うには、おらが村の学校ではないが、地域の学校とか声とか、そういったものが自分は平塚の中学校だが、2 つの小学校が合わさってくるが、もうその地域によっても考え方だとか、思い、伝統とかも違うので、そこを大切にしながら、こっちもそうだし、こっちもそうですねとやっている部分もあるので、その多様化したニーズ、地域性というところは感じている。ただ、先ほど申し上げたように、財政の部分と、どういうものが必要かっていうところは、両輪としてあると思うので、検討していかなければならないが、我々教職員の立場で言うと、子どもたちのニーズ、地域のニーズに合ったものをやっていく。先ほど言った多様性に対応していくべきだと考えている。以上である。

松崎

整理すると、今言ったような規模の小さな学校を子どもの立場に立って、今のお話の中で地域の話が出ており、学校って、私はその地域のためのものっていう側面もあるかもしれないけど、子ども第一で、地域は第二だと私は思う。そういう意味ではこの陳情の中に統廃合を促すということを盛り込むのは、もうちょっとまだというのが答えという理解でよろしいか。

近藤氏

そのとおりで、統廃合のところをまだここには盛り込んでいないが、国に対して言うところがあるので、市町村立学校って、市町が行うもので、これは国に対して言っているものなので。国の方での基準を下げてくださってということを行っている。統廃合に対してどうこうしてくださってということ国には言っていないという認識なので、思いとしてはすごく、わかるが、これは国に義務教育国庫負担金ですとか、いろいろスタッフをつけてくれということになるので、小規模校でも中規模校で、要は規模によって配当されないとか、そういうことがないように、全校配置を望んだりだとか、そういったところを特に挙げている。

野地

陳情項目 3 つあり、すべてお金というか、予算が絡むことになるかと思う。

この要望は一括で要望されているか。それとも1、2、3の優先順位があるか、できるものからでもいいからやってもらいたいかと、それはどのように捉えるか、意見書にどう書くかというのもあるが、まずそこを教えていただきたい。

近藤氏

1, 2, 3の順番に書いてあるとおり、伝えていただければと思っている。しかしながらこの内容のところは、特に1番の定数については、小学校の方でもっともっと定数を増やしたりだとかすることをしなければ、今の在校等時間が変わっていかないと思っている部分等もある。要は人数が減ったからといって、担当の教科がないので、学級担任しかいない状態、中学校はいろんな教科がいるがという、そういうような、まずはここを言ってくださいと。少しずつ減らしていったら、定数すべてをやってしまうと、もっと莫大なお金がかかってしまうので、まずは、学級規模数からというところになっている。以上である。

野地

定数改善なのかわからない。現状でも60を迎えて、要職にいらっしゃった方が、いきなり小学校のクラス担任をやっているような現状がある。組合としては、それを認めてという理解でよろしいか。認めざるをえないという理解でよろしいか。そのあたりも聞かせていただきたい。

近藤氏

はい。定年延長に関わる役職定年というところがそれに当たるかなと思っている。管理職が今学級担任をしていたり、教科担任をしていたりする現状があるが、我々としては、教職員組合として考えると、年金への接続だとか、そういったところも踏まえて、定年延長に応じていくべきだということを考えている。また、役職定年をしなければ、ずっと管理職っていうところを、長くやっていかなければいけない。現在で言うと、市町によっては違うが、40代がないので、45ぐらいから管理職になるというような状況がある。その人たちは、定年延長が完成した時には、20年間管理職をしなければならない状況がある。そこについては、民間企業も定年延長のところで役職は降りていることが多いのかと思う。そういった形で、役職は下りると。ただ、担任をするとかっていうところは、同じ仕事で、学校の中では、年齢が高かろうが低かろうが、子どもたちの前では先生というところがあるので、その苦しさ等も、我々としては、意見を聞きながらやっている。

議長

まず、学級規模、中地区の現状だが、30人学級になっているパーセンテージみたいなこととかわかるか。現実はどうだろう。うちの二宮なんかは、わりとこの3つの項目というか2つの項目がクリアに近い状況というのはあるような気がするが、中学校の方でも言っておられますもんね。ちょっとその割合というか、ちょっと現実の乖離がどれぐらいの感じになるのかというのを教えていただきたい。あとそれと、県のスクールカウンセラーとかの専門員の先ほど人数のことをおっしゃられました支援員とSSWとカウンセラーの人数、これは県全体の人数が足りないが、やっぱりその制度としては、例えばその地域によって、何人という割り当てとか、そういうものが決まっているものになっているのか。増やせれば増やしていきたいという。人材確保は自治体でも探することができるということになるのか。それから、あと先ほど、前田議員のご質問のところで学習会を多様にやられていると、設定しておられると

おっしゃっていた。これは実際には、ちょっと誰が出るのという乱暴だが、対象者、人数の感じとか、管理職にかかわらず、支援級の先生なのかとか、ちょっとそういうターゲットとかも決められてやられているものなのか。

近藤氏

1 点目について他市町で今どのクラスが何人っていうのは今ここに持ち合わせていないので、お答えできないが、二宮のこと以外でも把握することは可能だと思うので、この場で答えられなくて申し訳ない。2 点目、スクールカウンセラー等の県の方からの割り当てが、各教育事務所の方にあり、そこから配当されていると、プラス、それだと、週に1回とかしか来られなかったりする等があるので、市町で独自加配というか、お金を出して、町費、市費で出している市町がある。人を探すことが自治体で可能かということだったが、県費の方の人とかってあると思うが、人を探すのは基本的には市町の教育委員会の教職員課とか、そういったところであると思うので、探すことは可能だと思っている。ここも足りない部分があるので、あと、カウンセラーの場合は資格が必要になってくるが、校内教育支援センターの方は、資格がないもので、どんな形の人でも協力体制をし、お願いしながら、この後、運用任用してってもらえればなど思っているところがある。3 点目が、学習会についてだが、それぞれの参加人数は、呼ぶ講師によって変わってきたりもするので、あれだが参加者は教職員のみならず、一般の方も来ることができ、教育委員会の方たちにもこんなことやっていますということはお渡ししたりもすることはある。大体 30 人から 40 人ぐらい集まる学習会が多いかと思っている。以上である。

委員長

いかがか。なければ、私も質疑を行いたいと思うので、議事進行を副委員長にお願いします。資料の 5 ページについて赤で囲んだところで、不登校児童生徒の 40%は学校内外で相談指導を受けていないというのがある。これがどういう状態なのか教えていただきたいと思った。それからもう 1 つは、特別支援級のところで、支援級と交流する授業の時の上限に数えられていないという問題があるとおっしゃった。そこについてもうちょっと詳らかに教えていただけたらと思った。それから、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルの 7 ページである。校内教育支援センターっていうのがあり、これは単なる校内の居場所ではなくて、教育の教員が入る、学習ができる場所ということか。それを教えていただきたい。

近藤氏

1 点目 40%が学校内外で、相談指導を受けていないという状況に関しては、かなり深刻な問題だと受けとめている。学校にまず登校できてなくて、話が聞けないということは、何に悩んでいるかとか、その子が抱えているものを吐き出したりとか、聞いてもらえたりとか、そういうものがない状況であると感じている。また家庭の方が、対応になかなか状況によっては難しくなっていて、家庭でも話が聞けていないとなると、やっぱり行政機関とか、そういう他のところにも、なかなか繋げづらいというか、そのまま引きこもりというか、ずっと続いていってしまうっていう状況が起こることになる。その先の未来がある子どもたちの声、今、こども基本法とかあるが、子どもの意見表明とかっに関してはここの数というのはよくないだろうと認識している。2 点目は、35 人以下学級だとして、2クラスで 70 人の学年があったとして、各クラス 35 人

だったとする。その70人っていうのは通常級在籍生徒が70人ということなる。通常級在籍する生徒が71人になった時点で3クラスになる。本来のところ、ただ特別支援級の子が2人いた。70人通常級35人、35人で特別支援級が5人いたとする。そうすると、特別支援級ができるんですけど、その子たち母学級っていうものがあるって、その2クラスに割り振るんですけど、3人と2人がプラスになる。この時に、2クラスの規模が3クラスの規模にはならず、38人の学級と37人の学級ができてしまうという形で、特別支援級の在籍数が上限のところを超えても、この学級編制のところは変わってこないという形になるので、実際に先ほど、30人からどれぐらいだっというところも言ったが、声としては37人38人でやっている。小学校が35人以下になったというけれども、なってないっていうところは、話としてはすごく上がってくるころである。最後、校内教育支援センターについて内容はどうか。

委員長

単なる子どもたちが休んだりする場所ではなくて、そこで先生が入るという普通の学習ができる環境ということになっているのか。

近藤氏

不登校の子たちが、学級に例えば入れない子どもたちがいたとして、でも、保健室なら登校することができるとか、カウンセラーのところに行くことができるっていうのがある。そもそもカウンセリングはカウンセリングを受ける場所であり、保健室には他の子たちが来たりする場所だという認識である。そのために、我々先生教職員が、どこかの空き教室を使って、学習を教えたり、今、現段階でしているが、そこには教材研究だとか他のことをする時間を割いて、やっているっていう状況がある。場所の設置のこともこれには入っているが、そこに学校の先生以外の人材を当てましょうという予算がついたというものになる。そこでやるのは学習のサポートだったり、我々が空き時間等にやっているものと同じ。ただ遊びに来る、遊びに来るじゃないな、なんて言ったらいいんだろうな、学習、学校に行けていないが、そこに対して、少し勉強を教えて、自分で学習ができるようにサポートしたり、そういったことをする場所である。

委員長

最初の40%の相談にアクセスできない不登校児童生徒のところである。これは学校教育、教育行政だけが対応すべきものなのか。今回、こども家庭庁の新しい施策のことを言及されたが、これについては他の部署が関わるとかそういうふうにはなっていない。学校、教育行政だけでこの不登校児童生徒がどこにも相談できなくて孤立化しているという状況を一応放置しているという状況である。あと、校内教育支援センターについて、今、教員ではない方も支援に入る仕組みと言われた。先ほども地域の特色を生かしたとかそういう地域と学校教育が競争する時代で、ともに作る時代として、そこに入る人材というのは、どういうふうな位置付け、どういう資格、どういう検査なり、ちゃんと面談したりして、選ばれていくんだろうと思うが、どういうふうな方々がそこに入るような仕組みになっているのか。

近藤氏

はい。まず1つ目のところで、青いところが、学校内で相談を受けたという数になる。その右側にある民間団体、民間施設のうち、教育支援センター、これ行政がやっているものになるが、民間団体のところは、この調査のとこ

ろに入っていないところもあるが、このところにあるここに関しては、別に学校が全部やらなければいけないとも思わないし、行政が全部請負わなければいけないとも思わない。どこでもいいので、子どもの声を聞く場所っていうのが必要で、さらに、先ほどから言っているが時間が足りず、子どもに向き合う時間が足りないので、学校の方がやっぱり明らかに数字が多い。これは学校が担えということではなくて、学校の先生に時間が足りないからというところがある。民間のところでも構わないので、どこでもいいから、まず子どもの一言目を引き出したっていうところが思いとしてはある。もう 1 点、校内教育支援センターについて、特に資格等はいらないというふうな形で認識している。もちろんスクールカウンセラーは心理のところ、ソーシャルワーカーはその学校とのつなぎ役っていうところで資格が必要だが、校内教育支援センターについては、例えば、元教員で昔は育児が理由で辞めたけれども、ただ、今この年で先生やるのは、なんて言ってる教員の方でもいいし、地域で子どもたちを見守っている、ちょっと学習塾とか教えたりしたいと思っている方、特に何か資格っていうことはないが、自治体で採用していただきながら、予算はついたところなので、少しずつこれが進んでいけばいいなと思っている。ぜひ、人手が足りずに子どもたちが影響を受けているという状況を解決していってもらいたいと思うので、どなたでも構わないという形になる。

委員長

ありがとうございました。本当にまさに不登校児童生徒につきましては、制度上かなり、本当に同じ状況が悪化する状況ながら、何もできないで来たところが非常に多いと思っている。先ほど言われたように、こども基本法というところで子どもの権利に照らして子どもの立場から考えるということが、非常に進んだらよいと思うが、そのこども基本法とか、その新しいその子どもの立場に立った視点について教育、その中地区教職員組合としては、何かこう研究されたり、そのことをもっと広めたりというふうな動きはされているのか。

近藤氏

はい。今、こども基本法のところで子どもの権利条約から、また、その意見表明権というところだが、県で、子ども計画を作る、たぶん市町、各自治体が子ども計画を立てていくというところで、我々としては人権の学習会は先ほど言ったものの他にも行っており、特別支援教育ではなくインクルーシブ、みんなでこう社会一つでやっていきましょうよって、別型ではなくて、中に中に、今神奈川県はフルインクルーシブと言っていて、急にやったらなかなか大変だが、国連の方のものでいうと、やはりこの分離型っていうものは馴染まなくて、そこに批准してからずっと変わっていない部分があるので、なるべくいろんなところでできるようにという学習会は、常々やっているところである。講師を呼んでお話してもらったことがここ 2 年間で 2 回ほどである。

副委員長

議事進行について委員長にお戻りする。

< 執行者側への参考質疑 >

野地

陳情項目に沿って確認をする。二宮町教育委員会としては、30 人学級の実現に向けて検討もしくは実践しているか。2 つ目、スクールカウンセラー等の配置の拡充を図る検討しているか。また実践しているか。3 つ目、国庫負担制度の割合が 2 分の 1 に復元されると、二宮町にとっては何か

負担があるか。以上である。

教育総務班長

1 番目の質問についてだが 30 人学級に向けては今、国、県の方で計画的に進めていただいているので、町の方もそれに準じて進めているような状況である。先に 3 番だが、財政的な負担になるが、今のところ想定としては国が 2 分の 1 になって、町として負担になることは、負担が増大になることとかは想定できないが、特に、今のところ想定はない。以上である。

指導班長

2 番についてお答えする。これまでは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等については、学校からの依頼があった時に、教育委員会から派遣するって形をとっていたが、令和 5 年度より、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常駐という形にした。このことによって、学校も非常に早期対応しやすくなったと、非常にありがたいという声を聞いているので、今年度以降も、このような形を継続していくことができればと考えている。

野地

まず現状はわかった。1 についてもう少し聞く。進めている中で、これをやると、普通学級が増えると想定ができる。エアコンの設置等設備について、国県からの補助金はそれなりに全額もらえると思っていてよいか。普通教室が増えた分は、その分を整備するのにお金が入ってきますよという理解でよろしいかということ、次に、2 番 3 番にあるかもしれない。この 2 分の 1 の復元っていうのは、俗に言う県職員のことを言っていると思われる。まずここで 3 番と言っているのは二宮町は進んでいるので、町独自の加配をされている。その 2 分の 1 に復元することと、町独自で加配をしている予算とは全く関係ないものだと。要するに 2 分の 1 になっても、町が願っている分は関係ないと、そういう理解でよろしいか。

教育総務課長

今普通教室が増えたら、エアコン全額補助かという話に関しては、全額補助は出ません。決められた基準、単価のもとで整備をすることになる。それから 2 分の 1 の部分だが、基本的に今、町費で負担している人っていうのは、会計年度の方たちで、県で払ってる人達ではない。ここで言っているのは、県の人たちの負担額について、県が 3 分の 2 ではなくて、県と国で 2 分の 1 ずつにしたいっていう話になっているので、町はここは関係ない。以上である。

野地

大まかめと言うと、この 123 をやると町の負担がどれだけ増えるのかというのは知っておきたくて聞いている。3 番の件については、もちろんこれ県職に対する 2 分の 1 なので、二宮町は一切知らない。どうぞお好きなようにと言っては語弊があるが、二宮町財政については関係ない。ただし、普通教室等々が増えた整備をしなければならないのは、補助はあるけどもその分は町独自の予算から、一般会計から出す。それぐらいはありますよという全体像で把握したけどそれで間違いはないか。

教育総務課長

はい、委員さんのおっしゃる通りである。以上である。

- 議長 専門員の配置である。校内教育支援センターのことで、うちも学びの場ということも、学びの教室ということもやり、こういった形というか、中身というか、それに沿ったようなことで進めているのかとは思いますが、このことによって、もっと利用価値が出るだろうという感じか。常駐とおっしゃったが、やっぱりフルの時間にいるということではないですよということにもなるので、2 番に関しては少しもうちょっと利用していきたいということになるか。
- 指導班長 スクールカウンセラー等の専門職の配置については、今のところ学校から非常にありがたいと聞いているが、今後、さらに子どもたち或いは保護者の要望は増えてくる可能性はあるかと思っているので、そのあたり学校現場と連携しながら、ニーズを把握して適正配置に努めて参りたいと思っている。
- 副委員長 参考までに教えてほしい。この間の学校の教室、特殊の教室のエアコンを全部入れたと思うが、まだエアコンが付いていない普通教室はまだあるのか。
- 教育総務課長 普通教室として今使っている教室は付いている。以上である。
- 前田 1 つ確認させてほしい。今二宮町の小学校 3 校で、30 人を超えるクラスは、総クラス数がいくつのうちいくつあるか。やっぱり一色小など、5 年生しか 30 人を超えていないのではないかと思う。私の予想するところは、山西小学校はゼロではないかと思う。二宮小学校は超えているのか。いくつ超えているか教えてほしい。
- 教育総務班長 学校ごとにお伝えさせていただく。まず二宮小学校が 6 学年までで、19 クラス通常級があって、そのうち 19 全てである。19 学級中 19 で 100%である。一色小学校は、6 学年まで 6 クラス中 1 クラスが 30 人を超えている。山西小学校が 12 クラス中、2 クラス超えている。以上である。
- 委員長 私も質疑を行いたいと思うので、議事進行を副委員長にお願いする。1 点、先ほど私が質問した 5 ページの 40% 学校内外で相談指導を受けてないという割合だが、二宮の場合は、不登校児童生徒がどのくらいの人数が相談指導を受けていないのか。
- 指導班長 はい。詳細の数値まではこの場でお答えすることはできないが、令和 4 年度の状況だと 40% よりは低いです。その低い理由としては、二宮町スクールソーシャルワーカー等が訪問型支援等も行っているので、なかなか家庭から出ることができないお子さんに対しても、きめ細かく定期的に家庭訪問等を学校の職員だけではなくて、専門職と連携しながら行っている状況もあるので、40% より低い数値になっている。
- 委員長 40% より低いと言っても、私は 10% でも多いと思うが、30% ぐらいだという感触か。

教育指導課長

数値としては把握していない。

副委員長

議事進行について委員長にお戻しする。

委員長

それでは他に質疑がなければ、休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 14時39分

(傍聴議員の質疑：渡辺、大沼 各議員)

再開 14時51分

<意見交換>

なし

<討論>

岡田

はい。私は陳情第4号について賛成の立場で討論する。学級に入りづらい子どもたちに、学校での居場所の確保や支援を充実させて、相談やその指導を含めて、きめ細かな対応の効果が大きいということから、スクールカウンセラーや、校内教育支援員、スクールサポートスタッフのさらなる充実、それから常勤化は有効であると考えます。また、子育て世代からのVOCとして、先生方は大変忙しすぎるんじゃないかと、手が回らないという現状の声が上がっている。その辺で先生方の業務負荷軽減が必要であり、教職員の定数改善、これを図ることも含め国への意見書の提出に賛成する。以上である。

<採決>

委員長

それではまず、陳情第4号を採決する。陳情第4号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。挙手全員である。よって陳情4号は採択と決定した。次にこの陳情に関する意見書案の作成についてはいかがか。

(「正副委員長に一任」との声あり)

委員長

正副委員長一任の声があったので意見書案の作成については正副委員長に一任願う。ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第4号の審査を終了する。

閉会 14時53分

教育福祉常任委員会議記録

1. 期 日 令和6年6月10日(月) 開会 15時05分
閉会 15時17分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第35号)
4. 出席者 一石委員長、古谷副委員長、岡田委員、松崎委員、前田委員、野地委員
根岸議長
- 執行者側 町長、副町長、子育て・健康担当参事、子育て支援担当課長、
子育て支援班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経 過

二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第35号)

委員長 休憩前に引き続き会議を開く。次に、二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、町長提出議案第35号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

<質疑>

委員長 ないようなので、これより質疑を行う。

野地 資料の4を見ている。概ね25人と人数が減っているというのがわかる。質問2つである。概ねという言葉がそのまま残った理由、残している理由は何かということ、概ねというのはプラスマイナス何人を想定しているのかという質問である。以上である。

子育て支援班長 まず、概ねという部分だが、この条例を定めるもととなっている児童福祉法において、そもそも町のこの条例が内閣府令で定める基準に従い定めると定義をされている。よってそのまま従うということなので、概ねという言葉はそのまま表現をさせていただいているという点になる。もう1点目、人数の関係だと思うが、おっしゃるとおり、概ねという表現があるので、いわゆる概数というような捉え方になると思う。基本的に小数点が出れば、四捨五入というような考え方にはなってくるかとは思いますが、あくまでもこちら最低基準であるので、この条例上にも、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならぬという規定があるので、仮に例えば4歳でいうと25対1だが、例えばそ

れが26対1になった場合には、保育士の数としては1.04人必要にはなってくるが、それは四捨五入すると1人おけばいいよと捉えられるが、最低基準以上というものが基本的にうたわれているので、小数点が出た場合であれば、2人は必ず置くような形になるものと理解している。以上である。

野地

あくまでも国の規定に従って変えているということなので、この規定は全国一律、各地で条例が変わってもこの文章になっているし、今お答えいただいた考え方、積算も全国一律、同じで動いているという理解でよろしいか。

子育て支援班長

条例上の規定においては、全ての自治体を見たわけではないので確かなことではないが、基本的にこのままの表現が使われているものと理解している。また保育士の配置においても、基本的に最低基準と言われているものなので、基本的には小数点が出ているものについては、当然それを上回って配置をされているものと理解をしている。以上である。

岡田

2つ教えていただく。1つは、二宮町の家庭的保育事業所の数と、児童数がわかればお願いします。もう1つは、その事業所の中で、保育事業従事者の人数と、あとその中で保育士が占める割合がわかればお願いします。

子育て支援班長

当町のこの条例に合致する施設というものは現在ない。以上である。

議長

この条例の経過措置だが、当分の間というのは、どのように考えればよろしいのか。目安とかあるのか。

子育て支援班長

当分の間の定義ということになるかと思うが、こちらも特に具体的に何年という定めは伺っていないので、これが例えば3年なのか、5年なのかはわからないが、仮に、この数値を固定というか、確定とかさせるのであれば、ここの表現も変わってくるのかというようには理解をしている。改正をかけるのか、国の基準がどう変わってくるのか。そういったところで、当分の間がなくなるというような言い方か、それが確定してくるのかというような理解である。以上である。

議長

ここは国がもう少し具体的に決めてくるだろうという予測がされるということか。それと、当分の間が当分続くようだと、二宮町は、そんなに対象がないので、当分の間そのまま放っておかれるようになるのかとちょっと思ったが、これは別に独自で目安を作るものでもない。

子育て支援班長

基本的に今の現状は先ほどもご答弁申し上げたとおり該当する施設がないので、そのままにするわけではないが、国の方でまた規定が変われば、これも当然この条例も直していく。現状において家庭的ではないが普通の認可保育所において基本的に話は変わってしまうが定数的にはこれはクリアしているので、一応補足というような形でお願いします。認可保育所は今のところ影響はないということである。以上である。

議長

当分の間は、二宮では、町として目安は作らない。

子育て支援班長 町としては基本的には国の基準に従うので、町として何年という規定は設ける予定はない。以上である。

古谷 経過処置のところだが、これ保育の提供に支障を及ぼすのは、要は保育士が見つからない場合っていうのが一番だと思う。それ以外に想定があるのか。あともう1つ当分の間っていう判断は、結果最終的に誰が下すのか、もう時期ですよというのは誰が判断を下すのか。

子育て支援班長 保育の影響を及ぼすという点では保育士さんの数であると考えている。また当分の間のところだが、先ほどのお答えと重なってしまうが、やはり、上位が国の基準なので、国が示してくればそれに従うというような考えである。以上である。

古谷 そうすると、ちょっと重なるが今後これについての逐条じゃないが、この運用規定みたいなものが国から降りてくるというふうに、当分の間に関する解釈が通達なんかが出てくるということか。

子育て支援班長 現状においてその当分の間がどの程度だというのはまだ示されていないので、今、副委員長おっしゃるとおり、何かしらの目安的なものを示されるのではないかと考えている。以上である。

委員長 これにて質疑を終結する。休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 15時14分

(傍聴議員の質疑：渡辺 議員)

再開 15時17分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第35号を採決する。議案第35号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第35号は可決すべきものと決した。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 15時17分